市－９

男女共同参画センターはあもにい使用許可に関する要綱の制定について

令和４年９月 男女共同参画課

男女共同参画センターはあもにいの施設使用許可については、条例等に基づき対応を行っているが、詳細な事務取扱については内規を定め運用をしているところ。

令和３年第３回定例会　教育市民委員会において、男女共同参画センターはあもにいの運営及び予約制度の改善を求める陳情が出されたことを受け、施設の予約及び使用許可に関して、条例等の施行について必要な事項を定め、より良い会館運営に繋げる。

１　要綱名称　熊本市男女共同参画センターはあもにい使用許可に関する要綱

２　施行日　令和４年９月１日

３　陳情内容　メインホール及び多目的ホールの予約開始時期のタイムラグを改善してほしい　　等

４　対　　応　内規で定めていた規則第２条第２項の但し書きにおける受付開始日を統一し、対象者を下記のとおり改めるもの。

５　受付期間　メインホール１２月前、多目的ホール６月前を両ホール２４月前の月の初日以後

６　対象者　⑴本市、国又は県が開催する催し※
⑵本市による後援又は共催の承認を受けた催し
⑶小学校、中学校及び高等学校の創立記念事業
⑷小学校、中学校及び高等学校の全市的な連合事業で児童及び生徒が出演又は観覧することを目的とするものを行う場合
⑸本市で開催されるコンベンション事業※
⑹地元文化創造団体が行う創立記念事業
⑺本市、国又は県からの補助金を受けた事業
⑻男女共同参画に関する講演会等、必要と認めた事業を行う場合※
（※は内規で定めていた対象者）

熊本市男女共同参画センターはあもにい使用許可に関する要綱

制定　令和４年８月２日市長決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、熊本市男女共同参画センターはあもにい条例（平成元年条例第４８号。以下「条例」という。）及び熊本市男女共同参画センターはあもにい条例施行規則（平成２年規則第４号。以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用許可の申請）

第２条　規則第２条第２項ただし書の市長が特に必要があると認めたときとは、次に掲げる場合をいうものとする。

(1)　本市、国又は県が開催する催しで市民に対し特に有益であると認められるものを行う場合

(2)　本市による後援又は共催の承認を受けた催しで市民に対し特に有益であると認められるものを行う場合

(3)　本市で開催されるコンベンション事業（本市の産業、技術、文化、歴史等の資源を活用し、観光の振興を図ることにより、地域の産業経済の活性化、文化の向上及び国際相互理解の増進に資することを目的とする事業をいう。）で次に掲げる要件をいずれも満たすものを行う場合

ア　九州大会以上の大会であること。

イ　一般財団法人熊本国際観光コンベンション協会が経済的波及効果を認める副申を出していること。

(4)　本市内の小学校、中学校及び高等学校の創立記念事業を行う場合

(5)　本市内の小学校、中学校及び高等学校の全市的な連合事業で学校に通学する児童及び生徒が出演し、又は観覧することを目的とするものを行う場合

(6)　地元文化創造団体（熊本県文化協会に加盟し、本市内に本部がある団体で定期的に男女共同参画センターはあもにい（以下「センター」という。）を利用する団体をいう。）が行う創立（設立）記念事業で当該団体の設立の時から５年単位で開催されるものを行う場合

(7)　本市、国又は県からの補助金を受けた事業で熊本市男女共同参画センターはあもにい条例（平成元年条例第４８号）第１条に規定する目的に沿ったものを行う場合

(8)　前各号に掲げるもののほか、男女共同参画に関する講演会等、センターが特に必要と認めた事業を行う場合

（優先予約の受付期間）

第３条　前条の場合において、規則第２条第２項の表右欄に定める月よりも前にメインホール又は多目的ホールの使用許可の申請をしようとする者（以下「優先予約者」という。）は、使用日の属する月前２４月の月の初日（初日が休館日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日）以後に優先予約申請書（別記様式）を市長に提出しなければならないものとする。

２　優先予約者は、前条各号のいずれかに該当することが分かる書類を提出しなければならないものとする。

（仮受付及び調整会議）

第４条　規則第２条及び前条に規定する申請の仮受付を、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める日から１か月間行うものとする。

メインホールを使用する場合（規則第２条第２項に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の１３月の月の初日
メインホールを使用する場合（第３条に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の２５月の月の初日
多目的ホールを使用する場合（規則第２条第２	使用日の属する月前の７月の月の初日

項に規定する受付期間から申請を行う場合）	
多目的ホールを使用する場合（第３条に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の２５月の月の初日

２　メインホール又は多目的ホールを使用しようとする者（以下「申請者」という。）及び優先予約者により予約日が重複した場合には、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の右欄に定める日に、使用の許可の申請者を決定するための会議（以下「調整会議」という。）を行い決定するものとする。

メインホールを使用する場合（規則第２条第２項に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の１２月の月の初日
メインホールを使用する場合（第３条に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の２４月の月の初日
多目的ホールを使用する場合（規則第２条第２項に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の６月の月の初日
多目的ホールを使用する場合（第３条に規定する受付期間から申請を行う場合）	使用日の属する月前の２４月の月の初日

３　前条第１項の規定に定める期間以降の申請による使用日及び予約日の決定は、先着順により決定するものとする。

（予約可能な施設の範囲）

第５条　申請者は、研修室、和室、会議室、創作アトリエ、スタジオ、リハーサル室、ギャラリー、食のアトリエ及び食品加工室について、使用許可の申請を行うことができるものとする。

２　前項における使用許可申請ができる期間は、申請者が申請したメインホール又は多目的ホールの使用許可の申請期間内とする。

附　則

この要綱は、令和４年９月１日から施行する。

別記様式（第２条関係）

優先予約申請書

熊　本　市　長　（宛）　　年　　月　　日

主催者	住所	〒　　－		
	団体名及び代表者名			
	連絡先	（担当者）　　℡（　　）　　－		
利用希望日		年　　月　　日（　）　～　　年　　月　　日（　） （使用時間：　　時　　～　　時　　）		
使用ホール（どちらかに○）		メインホール　　多目的ホール		
第２条該当項目（該当する番号に○）		(1)　市・国・県主催事業		
		(2)　市の後援・共催事業　（　後援　・　共催　）		
		(3)　コンベンション事業		
		(4)　小・中学校、高等学校の創立記念事業		
		(5)　小・中学校、高等学校の全市的な連合事業		
		(6)　地元文化創造団体が行う創立記念事業（５年単位で開催されるもの）		
		(7)　市・国・県からの補助を受けた事業		
		(8)　その他　（　　）		
公演の概要	公演名			
	趣旨内容（出演団体・出演者等）			
入場者	入場料	有・無	最高金額　　円	入場予定者数　　名
	対象	有・無	一般・関係者・その他（　　）	
主催者の主な公演実績（期日、場所、公演名等）				
受付期日		年　　月　　日（　）	内定期日	年　　月　　日（　）